

尾鷲熊野地域森林計画変更計画書 (尾鷲熊野森林計画区)

令和7年12月変更

自 令和5年(2023年)4月1日
計画期間
至 令和15年(2033年)3月31日

三 重 県

まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

記

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第 4 森林の保全に関する事項

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (3) 林野火災の予防の方針

第 6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性

(2) 三重県の森林・林業に係る施策

三重県では2025（令和7）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2025」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下の施策を展開しています。

ア 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

①構造の豊かな森林づくり

林地生産力が高くないと判断される森林や公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や天然力を生かした広葉樹の導入による針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造の違う森林の育成をめざして、間伐等を実施します。

林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、CO₂吸収機能をはじめとする公益的機能と木材生産機能の両方を発揮する森林の育成やスギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするように主伐及び成長に優れ花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木による主伐後の再造林を促進するとともに、間伐や保育等の整備を進めます。

②県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、航空レーザ測量等により流木発生や土砂流出リスクが高い箇所を把握し、流木や土砂流出の発生を抑制するための森林整備や流木や土砂の除去作業、流域全体の防災機能

を強化する森林整備等を実施し、「災害に強い森林づくり」を進めます。

また、森林の保全のため、保安林制度や森林計画制度に基づく適切な森林の管理、獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を実施します。

③森林づくりを推進する体制の強化

市町において森林経営管理法に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、専門的知識と技術を備えたアドバイザーによる相談対応や巡回指導を行うほか、市町の森林管理を促進するため、森林クラウド等を活用して森林簿や森林資源情報を共有するなどの取組を進めるとともに、県の地域機関を通じて市町との意見交換や情報交換を十分に行うこと、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。

また、ドローンや航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進し、効率的な森林境界の明確化や精度の高い森林資源情報等の把握を進めるとともに、効果的にスマート技術を運用できる体制の構築を図り、森林・林業全体のDX化を推進します。

イ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に發揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

①林業及び木材産業等の振興

林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者への公募・公表を進めます。

また、林業の持続的な発展を図るため、林道、林業専用道、森林作業道等の整備、高性能林業機械の導入、森林施業の集約化等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握や先端技術を先導的に現場に取り入れる技能者の育成など林業のスマート化の加速化に向けた取組を進め、主伐・再造林を促進するとともに、森林由来J-クレジットの普及啓発により新たな収入源の創出につなげます。

②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体等と連携して、適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。

また、首都圏等での就業ガイダンスや高校生を対象とした林業職場体験研修

等を実施し、新規就業者の確保に努めるとともに、異業種企業等との連携や外国人材の受け入れを促進することで、多様な労働力の確保を進めます。

③県産材の利用の促進

県産材の利用拡大を図るため、公共建築物や民間の非住宅建築物における木造・木質化、木造・木質化の提案や設計ができる建築士の育成を進めるとともに「三重の木づかい条例」に基づき、日常生活や事業活動における積極的な木材利用の促進に取り組みます。また、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築に取り組みます。

ウ 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

森林の文化的価値の保全及び活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進や自然体験ツアーの開催等を通じた森林や自然を体験できる機会の創出を進めます。

また、森林教育については、明確な目的意識の下、効果的に実施していくため、「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を実践できる指導者の養成、「みえ森林教育ステーション」の認定制度による森林教育の場づくり、授業に取り入れやすい森林教育プログラムの作成等の取組を進めます。

エ 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

NPO、企業、教育機関、行政等が連携して森林づくりを展開できる体制の構築や「企業の森」の協定による森林整備、「緑の募金活動」による緑化意識の啓発、植樹祭の開催等により、さまざまな主体による森林づくりやその意識の醸成を促進します。

また、県民全体での木づかいを促進するため、民間事業者が県産材を積極的かつ計画的に使用する「木づかい宣言」登録制度を推進し、事業者と連携した木づかいの情報発信に取り組むとともに、木製玩具を出展する「ミエトイ・キャラバン」の実施等で木にふれてもらう機会を創出します。

表8 森林づくりに関する施策の一覧

「三重の森林づくり基本計画 2025」基本方針	基本施策	施策
基本方針1 森林の多面的機能の發揮	「構造の豊かな森林」づくり	1) 持続可能な森林づくり 2) 公益的機能を重視した森林づくり 3) 多様な森林づくり
	県民の命と暮らしを守る森林づくり	1) 災害に強い森林づくりの推進 2) 森林の保全と保安林制度の推進 3) 森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施 4) 野生鳥獣による被害の低減
	森林づくりを推進する体制の強化	1) 国・市町等と連携した森林管理の推進 2) 森林資源データの整備と情報提供 3) 森林の公有林化等による公的管理 4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究
基本方針2 林業の持続的発展	林業及び木材産業等の振興	1) 森林施業の集約化の促進 2) 多様な原木の安定供給体制の構築 3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化 4) 多様な収入源の創出 5) 特用林産の振興 6) 効率的な林業生産活動のための研究
	森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	1) 林業の担い手の育成・確保 2) 地域を担う多様な人づくり 3) 林業事業体の育成と経営力の向上
	県産材の利用の促進	1) 県産材の需要の拡大 2) 信頼される県産材の供給の促進 3) 住宅建設における木材利用の促進 4) 中・大規模施設等の木材利用の推進 5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進 6) 新製品・新用途の研究・開発の促進
基本方針3 森林文化及び森林教育の振興	森林文化の振興	1) 森林の文化的価値の保全および活用 2) 森林文化の体験と交流の促進 3) 里山の整備及び保全の促進 4) 森林文化の継承
	森林教育・木育の振興	1) 森林教育・木育に関わる「人づくり」 2) 森林教育・木育に関わる「場づくり」 3) 森林教育・木育に関わる「仕組みづくり」
基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	1) 森林づくり活動への県民参画の促進と意識の醸成 2) 緑化活動の促進 3) 三重のもりづくり月間の取組
	木づかいの促進	1) 暮らしの中での木づかいの促進 2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

(出典：三重の森林づくり基本計画 2025)

II 計画事項

第4 森林の保全に関する事項

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(3) 林野火災の予防の方針

被害拡大が速く早急な対応が要求される林野火災に対しては、被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備、初期消火資材の配備などを行うこととします。

また、保護標識などの設置により入山者へ注意喚起を図ることとします。

加えて、地域防災計画にも位置付けている林野火災対策にも資する林道及び森林作業道の整備を推進するとともに、林野火災注意報等における火の使用制限の周知や森林内で通信可能な技術を用いた火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努めるものとします。

森林病害虫の駆除や造林の地ごしらえ等を目的に火入れを実施する場合には、森林法に基づき適正な手続きを行うとともに、市町村森林整備計画に定める事項に従うこととします。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長 及び箇 所数)	(利用区 域面積)	前半 5 力 年の計画 箇所	対図 番号	備 考
開設	自動 車道	林道	熊野市	浅谷越	2.2	1,055	○	①	※
"	"	"	"	高代山・大井川	2.3	577	○	②	※
"	"	"	"	三和片川	4.0	2,496	○	③	※
"	"	林業 専用道	"	皿山	3.3	84	○	④	※
			小計	4 路線	11.8				
		計		4 路線	11.8				

※前半 5 力年の計画箇所における実施予定延長は表記延長の半分を想定

単位 延長 : km 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	前半5 カ年の 計画箇 所	対 図 番 号	備 考
拡張 (改良)	自動 車道	林道	尾鷲市						
"	"	"	"	柄川原	1 箇所 1.3	172	○		
"	"	"	"	首越	2 箇所 0.1	198	○		
"	"	"	"	八十谷	2 箇所 0.1	1,104			
"	"	"	"	川原木屋	4 箇所 0.5	505	○		
			小計	4 路線	9 箇所 2.0				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	紀北町	野又越	3 箇所 0.1	1,381	○		
				小計	1 路線	3 箇所 0.1			
拡張 (改良)	自動 車道	林道	熊野市	柳谷	2 箇所 0.3	586	○		
"	"	"	"	清水谷	1 箇所 0.1	201			
"	"	"	"	大瀬	1 箇所 0.1	907			
			小計	3 路線	4 箇所 0.5				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	紀宝町	桐原浅里	12 箇所 0.2	1,423	○		
"	"	"	"	杉山地	1 箇所 0.1	106			
"	"	"	"	鮎田北桧杖	2 箇所 0.2	33	○		
			小計	3 路線	15 箇所 0.5				
		計		11 路線	31 箇所 3.1				
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	熊野市	浅谷越	1 箇所 2.2	1,055	○		
"	"	"	"	三和片川	4 箇所 0.4	2,496	○		
			小計	2 路線	5 箇所 2.6				
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	紀宝町	北桧杖浅里	1 箇所 12.0	232			
			小計	1 路線	1 箇所 12.0				
		計		3 路線	6 箇所 14.6				